

こ 成 保 第 3 4 号
令 和 8 年 1 月 20 日

各 都道府県 子ども・子育て支援制度担当部（局）長 殿

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 保 育 政 策 課 長

「令和7年度における私立保育所の運営に要する費用について」の一部改正について

標記については、「令和7年度における私立保育所の運営に要する費用について」（令和7年8月15日付けこ成保第472号こども家庭庁成育局保育政策課長通知）により示しているところであるが、今般、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和7年こども家庭庁告示第9号）が公布されたことに伴い、上記通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和7年4月1日から適用することとしたので通知する。

各都道府県におかれては、内容について十分御了知のうえ、管内市町村（特別区を含む。）に対して遅滞なく周知を図られたい。

「令和7年度における私立保育所の運営に要する費用について」新旧対照表

改正後					現行						
令和7年度における私立保育所の運営に要する費用について（通知）					令和7年度における私立保育所の運営に要する費用について（通知）						
[略]					[同左]						
記					記						
公定価格の基本分内訳					公定価格の基本分内訳						
[略]					[同左]						
3 人件費関係 令和7年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額					3 人件費関係 令和7年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額						
職 種	格 付	本俸基準額	特殊業務手当 基準額		職 種	格 付	本俸基準額	特殊業務手当 基準額			
所 長	(福)2-29	<u>294,200 円</u>	—		所 長	(福)2-29	<u>282,900 円</u>	—			
主任保育士	(福)2-13	<u>286,416 円</u>	9,300 円		主任保育士	(福)2-13	<u>274,584 円</u>	9,300 円			
保 育 士	(福)1-29	<u>254,694 円</u>	7,800 円		保 育 士	(福)1-29	<u>242,148 円</u>	7,800 円			
調 理 員 等	(行二)1-21	<u>228,800 円</u>	—		調 理 員 等	(行二)1-21	<u>216,600 円</u>	—			
職 種	人件費（年額）					職 種	人件費（年額）				
	20/100 地域	16/100 地域	15/100 地域	12/100 地域	10/100 地域		20/100 地域	16/100 地域	15/100 地域	12/100 地域	10/100 地域
所 長	<u>640 万円</u>	<u>619 万円</u>	<u>613 万円</u>	<u>597 万円</u>	<u>587 万円</u>	所 長	<u>614 万円</u>	<u>594 万円</u>	<u>589 万円</u>	<u>573 万円</u>	<u>563 万円</u>
主任保育士	<u>625 万円</u>	<u>604 万円</u>	<u>599 万円</u>	<u>584 万円</u>	<u>573 万円</u>	主任保育士	<u>598 万円</u>	<u>579 万円</u>	<u>574 万円</u>	<u>559 万円</u>	<u>549 万円</u>
保 育 士	<u>548 万円</u>	<u>530 万円</u>	<u>526 万円</u>	<u>512 万円</u>	<u>503 万円</u>	保 育 士	<u>521 万円</u>	<u>504 万円</u>	<u>499 万円</u>	<u>486 万円</u>	<u>478 万円</u>
調 理 員 等	<u>479 万円</u>	<u>463 万円</u>	<u>459 万円</u>	<u>447 万円</u>	<u>439 万円</u>	調 理 員 等	<u>452 万円</u>	<u>437 万円</u>	<u>434 万円</u>	<u>423 万円</u>	<u>415 万円</u>

改正後					現行				
職 種	人件費（年額）				職 種	人件費（年額）			
	6/100 地域	3/100 地域	その他地域	全国平均		6/100 地域	3/100 地域	その他地域	全国平均
所 長	<u>565 万円</u>	<u>549 万円</u>	<u>533 万円</u>	<u>572 万円</u>	所 長	<u>542 万円</u>	<u>527 万円</u>	<u>511 万円</u>	<u>548 万円</u>
主任保育士	<u>553 万円</u>	<u>537 万円</u>	<u>522 万円</u>	<u>559 万円</u>	主任保育士	<u>529 万円</u>	<u>514 万円</u>	<u>499 万円</u>	<u>535 万円</u>
保 育 士	<u>485 万円</u>	<u>471 万円</u>	<u>458 万円</u>	<u>490 万円</u>	保 育 士	<u>461 万円</u>	<u>448 万円</u>	<u>435 万円</u>	<u>466 万円</u>
調 理 員 等	<u>424 万円</u>	<u>412 万円</u>	<u>400 万円</u>	<u>428 万円</u>	調 理 員 等	<u>400 万円</u>	<u>389 万円</u>	<u>378 万円</u>	<u>405 万円</u>
<p>(注) 1 この表は、私立保育所への委託費に係る予算積算上の給与格付けやそれに基づいて算出した人件費（年額）を参考として示したものであり、次の事項について留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の人数や経験年数、賃金体系等は保育所ごとに異なり、例えば、委託費で算定されている職員数（配置基準）を超えて職員を雇用している保育所では、その職員数に応じた職員1人当たりの給与水準となることも考えられるなど、本通知で示す人件費と実際に支払われる人件費との差額のみをもって単純に給与水準の適否を判断することはできないこと。 本通知で示す1人当たりの人件費を理由に給与水準を低下させることは不適切であること。 <p>2 この表における「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。</p> <p>3 主任保育士・保育士にあっては、当該俸給額の他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。</p> <p>なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額を加えている。</p> <p>4 この表における「人件費（年額）」とは、賞与や地域手当等を含めて算出した予算積算上の人件費の年額である。</p> <p>事業費や管理費は全国一律である一方、「人件費（年額）」については、地域手当が地域区分ごとに異なることから地域区分別に算出している。また、「全国平均」は、加重平均により算出した地域手当の全国平均値を用いて算出した額である。</p> <p>なお、「人件費（年額）」には、処遇改善等加算区分1、処遇改善等加算区分2及び処遇改善等加算区分3は含まない。</p>					<p>(注) 1 この表は、私立保育所への委託費に係る予算積算上の給与格付けやそれに基づいて算出した人件費（年額）を参考として示したものであり、次の事項について留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の人数や経験年数、賃金体系等は保育所ごとに異なり、例えば、委託費で算定されている職員数（配置基準）を超えて職員を雇用している保育所では、その職員数に応じた職員1人当たりの給与水準となることも考えられるなど、本通知で示す人件費と実際に支払われる人件費との差額のみをもって単純に給与水準の適否を判断することはできないこと。 本通知で示す1人当たりの人件費を理由に給与水準を低下させることは不適切であること。 <p>2 この表における「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。</p> <p>3 主任保育士・保育士にあっては、当該俸給額の他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。</p> <p>なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額を加えている。</p> <p>4 この表における「人件費（年額）」とは、賞与や地域手当等を含めて算出した予算積算上の人件費の年額である。</p> <p>事業費や管理費は全国一律である一方、「人件費（年額）」については、地域手当が地域区分ごとに異なることから地域区分別に算出している。また、「全国平均」は、加重平均により算出した地域手当の全国平均値を用いて算出した額である。</p> <p>なお、「人件費（年額）」には、処遇改善等加算区分1、処遇改善等加算区分2及び処遇改善等加算区分3は含まない。</p>				
4～6	[略]				4～6	[同左]			

改正後	現行
<p>7 その他加算について</p> <p>①人件費関係</p> <p>処遇改善等加算（区分2及び区分3）、1歳児配置改善加算、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、主任保育士専任加算、療育支援加算、事務職員雇上費加算、チーム保育推進加算、栄養管理加算（単価A又はBの区分）</p> <p>②管理費関係</p> <p>減価償却費加算、賃借料加算、冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算、高齢者等活躍促進加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、第三者評価受審加算、栄養管理加算（単価Cの区分）、<u>運営継続支援臨時加算</u></p> <p>※ 調整部分（分園の場合、施設長を設置していない場合、土曜日に閉所する場合、定員を恒常的に超過する場合）については、調整部分以外の人件費、事業費、管理費の割合で按分して算出すること。</p> <p>別紙 [略]</p>	<p>7 その他加算について</p> <p>①人件費関係</p> <p>処遇改善等加算（区分2及び区分3）、1歳児配置改善加算、3歳児配置改善加算、4歳以上児配置改善加算、主任保育士専任加算、療育支援加算、事務職員雇上費加算、チーム保育推進加算、栄養管理加算（単価A又はBの区分）</p> <p>②管理費関係</p> <p>減価償却費加算、賃借料加算、冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算、高齢者等活躍促進加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、第三者評価受審加算、栄養管理加算（単価Cの区分）</p> <p>※ 調整部分（分園の場合、施設長を設置していない場合、土曜日に閉所する場合、定員を恒常的に超過する場合）については、調整部分以外の人件費、事業費、管理費の割合で按分して算出すること。</p> <p>別紙 [同左]</p>